

平成 28 年度

島田市の財政の健全性に
関する比率審査意見書

島田市監査委員



島監第 37 号
平成29年 8 月22日

島田市長 染 谷 絹 代 様

島田市監査委員 平 林 健 互
島田市監査委員 森 伸 一

平成28年度島田市の財政の健全性に関する比率審査意見書について（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類について審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

目 次

平成 28 年度 島田市財政健全化審査

	ページ
第1 審査の対象	1
第2 審査の期間	1
第3 審査の方法	1
第4 審査の結果	1
第5 審査の概要	2
第6 審査の意見	6

平成 28 年度 島田市経営健全化審査

	ページ
第1 審査の対象	7
第2 審査の期間	7
第3 審査の方法	7
第4 審査の結果	7
第5 審査の概要	8
第6 審査の意見	11

(注)

- 1 表中の金額は千円単位で表示し、単位未満は四捨五入したため、合計額が一致しない場合がある。
- 2 表中における元号は省略した。

平成 28 年度 島田市財政健全化審査意見書

第 1 審査の対象

- 1 平成 28 年度 島田市健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

平成 29 年 7 月 28 日から平成 29 年 8 月 16 日まで

第 3 審査の方法

財政健全化に係る審査は、市長から審査に付された健全化判断比率が法令に基づき算定されているか、かつ、算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、健全段階にあると認められた。

健全化判断比率は次表のとおりである。

(単位：%)

健全化判断比率	島 田 市	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	12.33	20.00
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	17.33	30.00
実 質 公 債 費 比 率	7.8	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	—	350.0	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額が生じていないため、また、将来負担比率は充当可能財源等が将来負担額を上回っているため、比率の欄を「—」と表記している。

第5 審査の概要

1 実質赤字比率

(1) 比率の概要

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

平成28年度の一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字額は生じていない。

(2) 比率の算式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(3) 比率の算出基礎

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分	28年度	27年度	対前年度	
			増減額	比率
一般会計等の実質収支額 A	1,732,997	1,634,806	98,191	106.0
一 般 会 計	1,723,437	1,625,340	98,097	106.0
土地取得事業特別会計	0	0	0	—
休日急患診療事業特別会計	9,560	9,466	94	101.0
標準財政規模 B	21,742,635	21,935,679	-193,044	99.1
標準税収入額等	15,681,604	15,243,781	437,823	102.9
普通交付税額	4,709,560	4,992,180	-282,620	94.3
臨時財政対策債発行可能額	1,351,471	1,699,718	-348,247	79.5
実質赤字比率 A/B	— (-7.97)	— (-7.45)	—	—

※実質赤字比率については、実質赤字額が生じていないため比率の欄を「—」と表記している。括弧内の数値は、算式に従って算出した参考数値であり、実質収支が黒字となるためマイナスの値となっている。

2 連結実質赤字比率

(1) 比率の概要

連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率である。

平成 28 年度の全会計を合算した連結実質収支は黒字であり、連結実質赤字額は生じていない。

(2) 比率の算式

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(3) 比率の算出基礎

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分	28 年度	27 年度	対前年度	
			増減額	比率
連結実質収支額 A	7,947,480	7,820,401	127,079	101.6
一 般 会 計	1,723,437	1,625,340	98,097	106.0
国民健康保険事業特別会計	242,228	342,513	-100,285	70.7
簡易水道事業特別会計	7,910	6,446	1,464	122.7
土地取得事業特別会計	0	0	0	—
休日急患診療事業特別会計	9,560	9,466	94	101.0
公共下水道事業特別会計	15,458	13,745	1,713	112.5
介護保険事業特別会計	86,589	62,510	24,079	138.5
介護サービス事業特別会計	10,648	8,625	2,023	123.5
後期高齢者医療事業特別会計	2,010	1,813	197	110.9
水道事業会計	838,395	741,853	96,542	113.0
病院事業会計	5,011,245	5,008,090	3,155	100.1
標準財政規模 B	21,742,635	21,935,679	-193,044	99.1
連結実質赤字比率 A/B	(-36.55)	(-35.65)	—	—

※連結実質赤字比率については、連結実質赤字額が生じていないため比率の欄を「—」と表記している。括弧内の数値は、算式に従って算出した参考数値であり、連結実質収支が黒字となるためマイナスの値となっている。

3 実質公債費比率

(1) 比率の概要

実質公債費比率は、一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。

平成 28 年度の実質公債費比率（3 か年平均）は 7.8%で、早期健全化基準 25.0%を下回っている。比率は、前年度の 8.1%から 0.3 ポイント低下している。

(2) 比率の算式

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

（3 か年平均）

(3) 比率の算出基礎

（単位 金額：千円、比率：%）

区 分	28 年度	27 年度	対前年度	
			増減額	比率
元 利 償 還 金 A	4,456,097	4,506,301	-50,204	98.9
準 元 利 償 還 金 B	796,047	833,890	-37,843	95.5
特 定 財 源 C	783,465	831,234	-47,769	94.3
基 準 財 政 需 要 額 算 入 額 (公債費等) D	2,990,681	3,037,887	-47,206	98.4
(A+B)-(C+D) E	1,477,998	1,471,070	6,928	100.5
標 準 財 政 規 模 F	21,742,635	21,935,679	-193,044	99.1
F-D G	18,751,954	18,897,792	-145,838	99.2
実質公債費比率(単年度) E/G	7.88183	7.78435	0.09748 ポイント	—
実質公債費比率(3 か年平均)	7.8	8.1	-0.3 ポイント	—

4 将来負担比率

(1) 比率の概要

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

平成 28 年度の将来負担比率は充当可能財源等が将来負担額を上回り算定されない。

(2) 比率の算式

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3) 比率の算出基礎

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分	28 年度	27 年度	対前年度	
			増減額	比率
将来負担額 A	52,474,052	55,140,517	-2,666,465	95.2
地方債現在高	41,027,320	42,600,250	-1,572,930	96.3
債務負担行為 支出予定額	368,734	497,193	-128,459	74.2
公営企業債繰入見込額	5,345,464	5,176,779	168,685	103.3
組合等負担見込額	33,824	78,688	-44,864	43.0
退職手当負担見込額	5,698,710	6,787,607	-1,088,897	84.0
設立法人の負債額等 負担見込額	0	0	0	—
充当可能財源 B	53,507,548	53,853,813	-346,265	99.4
充当可能基金額	12,892,151	12,212,750	679,401	105.6
特定財源見込額 (都市計画税等)	8,611,158	9,180,973	-569,815	93.8
基準財政需要額 算入見込額	32,004,239	32,460,090	-455,851	98.6
A-B C	-1,033,496	1,286,704	-2,320,200	-80.3
標準財政規模 D	21,742,635	21,935,679	-193,044	99.1
基準財政需要額算入額 (公債費等) E	2,990,681	3,037,887	-47,206	98.4
D-E F	18,751,954	18,897,792	-145,838	99.2
将来負担比率 C/F	— (-5.5)	6.8	—	—

※将来負担比率については、充当可能財源等が将来負担額を上回り算定されないため比率の欄を「—」と表記している。括弧内の数値は、算式に従って算出した参考数値であり、充当可能財源等が将来負担額を上回るためマイナスの値となっている。

第6 審査の意見

平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率のうち、実質公債費比率については 7.8%となり、前年度と比べ 0.3 ポイント低下した。実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため、また、将来負担比率については、充当可能財源等が将来負担額を上回ったため、それぞれ「比率なし」との結果となった。

健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、健全段階にあると認められたが、将来にわたって安定的に行政サービスが提供できるよう、引き続き、財政の健全化に努められたい。

平成 28 年度 島田市経営健全化審査意見書

第 1 審査の対象

- 1 平成 28 年度 島田市水道事業会計決算に係る資金不足比率
- 2 平成 28 年度 島田市病院事業会計決算に係る資金不足比率
- 3 平成 28 年度 島田市簡易水道事業特別会計決算に係る資金不足比率
- 4 平成 28 年度 島田市公共下水道事業特別会計決算に係る資金不足比率
- 5 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

平成 29 年 7 月 28 日から平成 29 年 8 月 16 日まで

第 3 審査の方法

経営健全化に係る審査は、市長から審査に付された資金不足比率が法令に基づき算定されているか、かつ、算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。各会計とも資金不足額は生じておらず、健全段階にあるものと認められた。

各会計の資金不足比率は次表のとおりである。

(単位：%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
水 道 事 業 会 計	—	20.0
病 院 事 業 会 計	—	20.0
簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計	—	20.0
公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計	—	20.0

※各会計とも資金不足額が生じていないため、比率の欄は「—」と表記している。

第5 審査の概要

1 水道事業会計資金不足比率

(1) 比率の概要

水道事業会計において、資金不足額は生じていない。

(2) 比率の算式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

(3) 比率の算出基礎

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分	28 年度	27 年度	対前年度	
			増減額	比率
流 動 負 債 A	193,731	254,526	-60,796	76.1
控 除 企 業 債 等 B	80,815	70,497	10,318	114.6
算 入 地 方 債 C	0	0	0	—
流 動 資 産 D	951,312	925,882	25,430	102.7
資 金 不 足 額 A-B+C-D E	-838,396	-741,852	-96,544	113.0
営 業 収 益 の 額 F	950,941	920,813	30,129	103.3
受 託 工 事 収 益 の 額 G	3,462	3,550	-88	97.5
事 業 規 模 F-G H	947,479	917,263	30,216	103.3
資 金 不 足 比 率 E/H	— (-88.48)	— (-80.87)	—	—

※資金不足額が生じていないため、資金不足比率の欄は「—」と表記している。括弧内の数値は、算式に従って算出した参考数値である。

2 病院事業会計資金不足比率

(1) 比率の概要

病院事業会計において、資金不足額は生じていない。

(2) 比率の算式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

(3) 比率の算出基礎

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分	28 年度	27 年度	対前年度	
			増減額	比率
流 動 負 債 A	1,547,728	1,606,032	-58,305	96.4
控 除 企 業 債 等 B	193,169	394,083	-200,914	49.0
算 入 地 方 債 C	0	0	0	—
流 動 資 産 D	6,365,804	6,220,040	145,764	102.3
資 金 不 足 額 A-B+C-D E	-5,011,246	-5,008,090	-3,155	100.1
営 業 収 益 の 額 F	12,107,258	12,142,359	-35,101	99.7
受 託 工 事 収 益 の 額 G	0	0	0	—
事 業 規 模 F-G H	12,107,258	12,142,359	-35,101	99.7
資 金 不 足 比 率 E/H	— (-41.39)	— (-41.24)	—	—

※資金不足額が生じていないため、資金不足比率の欄は「—」と表記している。括弧内の数値は、算式に従って算出した参考数値である。

3 簡易水道事業特別会計資金不足比率

(1) 比率の概要

簡易水道事業特別会計において、資金不足額は生じていない。

(2) 比率の算式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

(3) 比率の算出基礎

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分	28年度	27年度	対前年度	
			増減額	比率
歳 出 額 A	170,695	200,274	-29,579	85.2
算 入 地 方 債 B	0	0	0	—
歳 入 額 C	178,605	206,720	-28,114	86.4
翌年度へ繰り越すべき財源 D	0	0	0	—
資 金 不 足 額 A+B-(C-D) E	-7,910	-6,446	-1,464	122.7
営 業 収 益 の 額 F	71,564	70,894	671	100.9
受託工事収益の額 G	0	0	0	—
事 業 規 模 F-G H	71,564	70,894	671	100.9
資 金 不 足 比 率 E/H	— (-11.05)	— (-9.09)	—	—

※資金不足額が生じていないため、資金不足比率の欄は「—」と表記している。括弧内の数値は、算式に従って算出した参考数値である。

4 公共下水道事業特別会計資金不足比率

(1) 比率の概要

公共下水道事業特別会計において、資金不足額は生じていない。

(2) 比率の算式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

(3) 比率の算出基礎

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分		28年度	27年度	対前年度	
				増減額	比率
歳 出 額	A	756,853	1,048,534	-291,681	72.2
算 入 地 方 債	B	0	0	0	—
歳 入 額	C	772,406	1,062,279	-289,873	72.7
翌年度へ繰り越すべき 財 源	D	95	0	95	皆増
資 金 不 足 額	A+B-(C-D) E	-15,458	-13,745	-1,713	112.5
営 業 収 益 の 額	F	169,254	168,278	976	100.6
受託工事収益の額	G	0	0	0	—
事 業 規 模	F-G H	169,254	168,278	976	100.6
資 金 不 足 比 率	E/H	— (-9.13)	— (-8.16)	—	—

※資金不足額が生じていないため、資金不足比率の欄は「—」と表記している。括弧内の数値は、算式に従って算出した参考数値である。

第6 審査の意見

水道事業会計、病院事業会計、簡易水道事業特別会計及び公共下水道事業特別会計については、いずれも資金不足額の発生はなく、健全な状態にあるものと認められた。

今後も、各会計においては、収益の安定的な確保に努めつつ、事務の効率化と経費節減を図り、健全な事業経営に取り組まれない。